

入間市児童発達支援センター設置検討委員会

意見のまとめ

平成31年3月

入間市児童発達支援センター設置検討委員会

目 次

1	入間市児童発達支援センター設置検討委員会の意見のまとめにあたって	1
2	「児童発達支援に関する庁内関連課連携会議」での検討について	2
3	先進事例を視察しての意見	3
(1)	先進事例の視察について	3
①	日野市 発達・教育支援センター「エール」	3
②	所沢市 松原学園・かしのき学園・こども支援センター	4
(2)	入間市の現状と視察先の状況	5
4	児童発達支援センターの方向性についての意見	9
(1)	3つの一体化について	9
(2)	基本理念及び事業方針について	10
5	児童発達支援センターの事業についての意見	11
(1)	相談支援事業について	11
(2)	児童発達支援事業について	13
①	児童発達支援事業について	13
②	保育所等訪問支援事業について	15
(3)	地域支援事業について	17
①	家族支援について	17
②	地域支援について	19
③	一般市民に向けた知識の普及について	20
(4)	レスパイトケアの取り組みについて	21
(5)	利用者負担の受領についての意見	22
(6)	事業実施方式について	23
4	参考資料	
(1)	入間市児童発達支援センター設置検討委員会委員名簿	24
(2)	検討経過	25
(3)	入間市児童発達支援センター設置検討委員会要綱	27

1 入間市児童発達支援センター設置検討委員会の意見のまとめにあたって

平成24年の児童福祉法改正に伴って、国は障害児支援を強化する方針を示し、地域の中核的療育支援施設の役割を果たす児童発達支援センターを1か所以上設置するよう各市町村に求めています。

当市では、心身の発達に遅れや障害のある子どもに対する支援策は保健、福祉、教育等の各部門にまたがって展開され、出生・保育所等入所・入学・卒業等の節目ごとに主な対応部門が変化するなど制度は複雑です。

このため、支援を求める市民に一貫して対応できる総合相談窓口の設置が課題であると議会質問にも取り上げられ、市民からは健康福祉センターに障害児支援の拠点を設置し、相談支援専門員を配置すべきとの要望がなされました。

第6次入間市総合計画・前期基本計画では児童発達支援センターへの移行も含めて多様なニーズに対応する支援体制の整備に努めるむね記載され、障害者福祉審議会での審議を経て、入間市障害者計画（入間市障害児福祉計画）に平成32（2020）年度までの児童発達支援センターの設置に向けて取り組みを行うと記載された経緯があります。

これを受けて平成29年度に庁内関係課（こども支援課・青少年課・保育幼稚園課・障害者支援課・地域保健課・学校教育課教育センター）による「児童発達支援に関する関連課連携会議」（以下、このまとめの中では「庁内関連課会議」と言います。）を開催し、入間市の児童発達支援の現状と課題について検討したところ、ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援と、そのための相談・連携・コーディネート等の機能を持つ機関として児童発達支援センターが設置されることが望ましいとの結論を得ました。

以上の経過を踏まえ、関係機関の連携体制を構築し、児童発達支援にかかる切れ目のない重層的な支援を実施するため、市は平成32（2020）年度を目途に児童発達支援センター設置を目指すこととし、地域支援体制構築の中核となる、入間市児童発達支援センターの設置の検討に当たり、専門的な視点からの意見を聴取するため、平成30年度は入間市児童発達支援センター設置検討委員会（以下、このまとめの中では「検討委員会」と言います。）を設置しました。

このまとめは、児童発達支援センターが果たす役割や機能、事業についての、児童発達支援センター設置検討委員会での意見を事務局においてとりまとめたものです。

2 庁内関連課会議での検討について

平成29年度に開催した庁内関連課会議では、入間市の児童発達支援体制の現状や課題、児童発達支援センターが持つべき機能を検討し、以下のように整理しました。

検討委員会では、庁内関連課会議での検討内容を参考として示したうえで、これにとらわれることなく、自由に論議していただきました。

(1) 入間市の支援体制の現状

① 相談・支援の連携が不十分

- ・ 保健・福祉・教育の各部門が発達支援関係施策を実施している。就学や卒業・社会参加を境に支援の実施主体が変わることから、支援が途切れることがある。
- ・ 相談者が各部門を訪ねて同じ説明を繰り返す必要があるなど、支援につながるまでの手続きが煩雑な場合がある。

② 相談しやすい窓口が必要

- ・ 保護者に子どもの障害や特性を伝えることが難しい。
- ・ 保護者に「障害者支援」の手続きを案内しにくいことから、教育センターを紹介する場合がある。

③ 受け皿が不足

- ・ 重度心身障害児や要医療的ケア児を受け入れる児童発達支援や放課後等デイサービスなど受け皿が不足しており、相談に応じた後のつなぎ先が限られる。
- ・ 支援の量だけでなく質の確保が求められる。
- ・ 相談支援事業所の相談支援専門員は不足気味である。

(2) 児童発達支援センターが持つべき機能や役割

- ① 0～18歳まで一貫して対応する相談支援機能
- ② 様々な制度を組み合わせる支援するコーディネート機能
- ③ つながりやすく、わかりやすい相談窓口
- ④ 地域に受入先が不足している利用者層の受入れ
- ⑤ 支援に係る情報の適切な共有
- ⑥ 家族支援・地域支援の中核機能

3 先進事例を視察しての意見

(1) 先進事例の視察について

検討委員会が入間市の児童発達支援センターの機能や役割を検討するにあたり、先進事例の取組みを参考とするため、日野市と所沢市の視察調査を行いました。

日野市では、福祉と教育の一体化した支援の提供、支援情報の一元管理、相談窓口の一本化を行っており、委員からは入間市の児童発達支援センターにも取り入れたいとの意見がありました。

所沢市は3つの事業所が役割分担しながら発達支援の事業を行っていました。委員からは児童の発達段階に応じた母子分離や単独通所、子育て支援と発達支援の連携が効果的との意見がありました。

① 日野市 発達・教育支援センター「エール」(視察日 平成30年9月18日)

ア 特長

- (ア) エールに相談すれば、教育でも福祉でも児童に必要な支援につなぐことができる。
- (イ) カルテを一本化し、0～18歳まで切れ目なく支援する。
- (ウ) 心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、特別支援教育総合コーディネーター、就学相談員を一堂に配置。

イ 視察した検討委員会委員の意見

- ・ 「エール」は児童発達支援センターではないが、切れ目のない支援をどう実現するのか、これから考えていく上で参考になった。
- ・ 印象的だったのは「連携ではなく一体化」ということ。併任辞令という方法で福祉部と教育部の調整をセンター長が担い、組織作りから検討されている。
- ・ 「エール」に相談すれば発達、就学、医療相談、学校の教育支援計画など必要な支援につなげられる。
- ・ 成長や支援の記録は「かしのきシート」という個別支援のシートに反映されて18歳まで引き継がれていく。
- ・ 特別支援学校でも個別の支援計画を作成するが、放課後等デイサービスの事業所への引継ぎや、放課後等デイサービスの支援計画とどのように合わせていくのが課題になっていた。
- ・ 特別支援教育コーディネーターとして教育相談や巡回相談に関わる中で、福祉事業所の方から見ると学校の壁が厚く、教育現場には福祉の情報があまり入ってこない。保護者は学校や施設に相談する度、同じことを説明しなくてはいけない。そうした課題についてもとても参考になる施設だった。

- ・ 自立支援協議会の子ども部会でも福祉と教育の連携が課題。
- ・ 「エール」を含めいろいろな施設の情報等を得ながら切れ目のない支援が実現できると良い。

ウ 検討委員会での意見

- ・ 一体化したひとつの施設の中で丁寧に相談できるのはとてもよい。
- ・ 機関が違えばルールやシステム、人間関係が違い、連携が形だけになってしまう難しさがああり、一体化は画期的。
- ・ 成長や支援の記録が「かしのきシート」に反映されて引き継がれ、切れ目のない支援ができる。

② 所沢市 松原学園・かしの木学園・こども支援センター(視察日 平成30年10月25日)

ア 特長

- (ア) 通園形態(単独通園、親子通園)、障害の種類、児童の年齢など、各施設が役割分担し、多様なニーズに応えている。
- (イ) 松原学園は秩父学園(国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園)との人事交流がある。
- (ウ) 運営方式は、市直営1か所、委託2か所(社会福祉協議会、株式会社)。

イ 視察した検討委員会委員の意見

- ・ 「松原学園」や「かしの木学園」は保育所的な感じがした。その子の障害や性格ごとに合わせて選択できる幅があるのかなと感じた。
- ・ 秩父学園と一年間という時間をかけて人事交流ができるのは良いと思う。
- ・ 「こども支援センター」は去年できたばかりできれいな建物に目が行ってしまうが、利用者のことを考えて土日祝日も開けている。建物自体も細かい所に色々配慮されていると思った。
- ・ 埼玉県をサポート手帳を利用して情報の一元化を図っている。

ウ 検討委員会での意見

- ・ 障害・特性がある児童と保護者も行きやすい環境を作り、違和感なく発達支援につながる雰囲気があった。
- ・ 幼稚園や保育園に行けない児童を預かる施設があるのも、保護者にとっては安心では。

(2) 入間市の現状と視察先の状況

① 通所事業（日野市・所沢市）

自治体	入間市		日野市
事業所名	元気キッズ (児童発達支援事業)	子ども未来室事業 茶おちゃお (市独自の幼児通級指導教室)	発達・教育支援センター エール (児童発達支援事業)
主な対象者	未就学児 障害の種類程度は問わない	発達あるいは言葉の遅れが気になる 年少～年長児	未就学児～18歳 発達障害児
定員	1日20人 (週1回～3回通所)	不定※実績値年間約100人 (月 1～2回通所)	1日35人 (午後からのクラスも あり)
保育所等の並 行利用	制限なし	制限なし	クラスにより可能
送迎	なし	なし	あり
利用者負担	児童福祉法第21条の5の3に 定める金額 (ただし当分の間市 が負担する)	無料	児童福祉法第21条の5の3に 定める金額
利用時間	月～金 9:30～14:00	月～金、隔週土曜 9:30～15:00 (1回1時間程度)	月～金 9:00～18:00
職員体制	児童発達支援管理責任者 保育士10名 看護師1名 理学療法士(非常勤) 作業療法士(非常勤) 言語聴覚士(非常勤) 臨床心理士(非常勤) 音楽療法士(非常勤)	保育士1名 指導職員4名 (指導職員の資格要件 ①小学校教員免許 ②幼稚園教諭 ③保育士 のいずれか)	臨床心理士1名 社会福祉士1名 保育士・指導員7名 (他、嘱託専門職) 嘱託医(非常勤) 合計約70名
クラス編成	5人×4クラス 概ね発達の段階に応じ編成	発達・情緒のクラス 難聴・言語のクラス	7人×5クラス
クラス担任	保育士2～3名	保育士または教員	保育士2名～
クラス活動	小グループで日常生活を通じた 支援(食べる・着替える・排泄・ 遊び等)	個別のニーズに応じて小グルー プ活動または個別活動	小グループ活動が中心 専門職による個別指導
通所	親子通所 一部単独通所	親子通所	親子通所クラス 単独通所クラス
運営形態	市直営 こども支援課所管	市直営 教育部学校教育課所管	市直営 発達支援課・教育支援課所管
特長	概ね1歳頃からの早期療育。 親子通園による保護者支援(親 子の愛着関係づくり、保護者メ ンタルケア等)。 肢体不自由児、要医療ケア児の 受入れ。	3～4歳児 個別指導 5歳児 4月～2～3人の小 グループ指導 10月～5～6人の グループ指導 就学を見据えて指導内容や人数 を変化させる。 作業療法士の関わりあり(年7 日程度)。	保育士による児童発達支援の 他、専門職(臨床心理士・作業 療法士)によるアセスメント・ 個別指導を実施。
その他	交流保育	担任参観(幼稚園・保育所の担 任と授業見学・カンファレンス を行う)を幼児ひとりにつき年 1回程度実施	センター利用児の一時預かり事 業 中高生対象のSST

所沢市			自治体
松原学園 (児童発達支援センター)	かしの木学園 (児童発達支援事業所)	こども支援センター (児童発達支援事業所)	事業所名
3～6歳 知的障害及び発達障害	0～6歳 3障害(医療的ケア児)対応	概ね2歳半以降の未就学児 発達障害	主な対象者
1日40人(週5回通所)	1日50人(週2～5回通所)	1日36人	定員
他事業所との並行利用可	制限なし	制限あり(他事業所併用不可)	保育所等の並行利用
あり	あり	なし	送迎
児童福祉法第21条の5の3に定める金額	児童福祉法第21条の5の3に定める金額	児童福祉法第21条の5の3に定める金額	利用者負担
月～金 9:30～15:00	月～金 1日クラス 9:30～15:00 半日クラス 9:30～12:15	水曜以外 9:00～17:00(2時間×3枠)	利用時間
児童発達支援管理責任者 児童指導員1名 保育士11名 保育士補助9名(3～6H) 作業療法士(非常勤) 言語聴覚士(非常勤) 臨床心理士(非常勤) 音楽療法士(非常勤) 嘱託医(非常勤)	児童発達支援管理責任者 保育士 児童指導員 } 10名 理学療法士1名 看護師(非常勤)1名 嘱託医(非常勤)	管理者 児童発達支援管理責任者 保育士 児童指導員 臨床心理士 言語聴覚士 作業療法士 嘱託医(非常勤)	職員体制
8人×5クラス 課題別に編成	5クラス 年齢別に編成	個別支援16名 集団支援20名	クラス編成
保育士2名	保育士2名		クラス担任
学園での日常生活(食べる・着替える・排泄・遊び等)を通じた支援。小グループ活動を中心に、専門職による個別指導が2回/年	小グループで日常生活を通じた支援(食べる・着替える・排泄・遊び・機能訓練等)	応用行動分析を活用した発達支援	クラス活動
単独通所	親子通所基本。発達段階に応じて単独通所に移行	親子通所	通所
市直営 こども福祉課所管	指定管理(社会福祉協議会) こども福祉課所管	委託(民間事業者) こども福祉課所管	運営形態
幼稚園・保育所の集団保育の難しい児童を受け入れている。秩父学園との人事交流(1年交代で秩父学園より児童指導員1名派遣)。	0歳からの早期療育。親子の関係づくりから始まり、年齢に応じて分離活動に移行(概ね4歳以上)。肢体不自由児、要医療ケア児の受入れ。	早期発見から早期支援へつなぐため、同じフロアに子育てエリアを併設。	特長
卒園して幼稚園・保育所に移行した児童へのサポート訪問あり。民間施設と連携した親子スイミング			その他

② 相談支援（日野市・所沢市）

自治体	入間市		日野市
事業所名	元気キッズ (児童発達支援事業)	子ども未来室事業 (市独自事業)	発達・教育支援センター エール (児童発達支援事業所)
主な対象者	6～15歳の児童（小・中学生）		0～18歳の児童
職員体制	教育相談員1名 SSW3名		保健師3名（一般相談） 臨床心理士（心理相談） 嘱託医（医療相談） 相談支援専門員（障害児相談支援） 他、就学・転学相談等
特長	発達に限らず、小中学校の児童生徒からの相談を幅広く受け付ける（養育問題、不登校、メンタル等）。 家児相、福祉部、相談事業所等へ必要に応じてつなぐ。		福祉と教育の一元化された相談窓口。 保健師が初期対応し、専門相談に引き継いでいく。

③ 地域支援（日野市・所沢市）

自治体	入間市		日野市
事業所名	元気キッズ (児童発達支援事業)	子ども未来室事業 (市独自事業)	日野市発達・教育支援センター エール（児童発達支援事業所）
主な対象者	主に未就学児	保護者・小中学校・保育所等職員	中高生・保護者・近隣住民
職員体制	保育士・専門職	外部講師・作業療法士等	臨床心理士・作業療法士等
特長	保育所等訪問支援事業	茶おちゃお講演会 ・ 保護者対象の講演会（年5回） 巡回支援（幼稚園、保育所（園）、小中学校等）	中高生対象のSSIT 親支援事業 施設貸出

所沢市			自治体
松原学園 (児童発達支援センター)	かしの木学園 (児童発達支援事業所)	こども支援センター (児童発達支援事業所)	事業所名
未就学児			主な対象者
保育士(地域支援担当)1名		臨床心理士 言語聴覚士 作業療法士	職員体制
障害児地域生活サポート事業 ・保育士による発達相談会(週1回)		隣接の子育て支援エリアへ出向いての専門職相談会 臨床心理士が初期対応し、専門相談(ST、OT、心理)に引き継いでいく。	特長

所沢市			自治体
松原学園 (児童発達支援センター)	かしの木学園 (児童発達支援事業所)	こども支援センター (児童発達支援事業所)	事業所名
未就学児、保護者、保育所等職員	一般の親子	一般の親子、保育所等職員、住民	主な対象者
保育士	保育士	センター職員	職員体制
保育所等訪問支援事業 障害児地域生活サポート事業 ・保育園等定着サポート事業 ・支援者スキルアップ事業 ・発達障害児家族の集い ・あそぼう会(学園のホール開放)	遊ぼう会(年3回) ・土曜日に地域に施設を開放し、学園に親しんでもらう。	巡回支援(幼稚園) 保育所等訪問支援 保護者支援(ペアレントトレーニング、学習会等) 保育・教育・福祉等の職員研修	特長

4 児童発達支援センターの方向性についての意見

視察先である日野市では福祉と教育の一体的な相談窓口や支援情報の一元管理、所沢市では子育て支援と発達支援のシームレスな連携など、入間市の庁内関連課連携会議で抽出された課題にも対応できるような取り組みをしていました。

検討委員会では、福祉・教育・子育てが一体化した支援や、どこに相談すればよいのかがわかりやすく、つながりやすい相談支援体制のための窓口の一本化、一貫した支援を継続的に受けるための支援情報の一元化など、視察先の先進的な手法を取り入れた児童発達支援センターの実現を期待する意見が多数ありました。

これらの意見を整理すると、入間市の児童発達支援センターがライフステージの移行に合った切れ目ない支援を行ううえでは、下記のように3つの一体化の取り組みが、入間市の児童発達支援センターに求められる機能の大きな柱になると考えられます。

(1) 3つの一体化について

① 福祉・子育て・教育の一体化

福祉・子育て・教育部門が連携し、ライフステージの移行に応じて18歳まで切れ目なく一貫した支援を行います。

② 発達支援の相談窓口の一体化

市民にとってわかりやすく、敷居が低い包括的な相談ができる窓口を開設します。ここで相談や実施事業の案内を行うとともに、内容に応じて専門職の相談や他の支援機関に適切につなぎます。

③ 支援情報の一体化

本人・保護者の同意のもと、支援の情報を市が管理し、支援機関と共有します。ライフステージ移行時には次の支援機関に支援情報を引き継ぐことにより、切れ目ない支援を行います。

(2) 基本理念及び事業方針について

検討委員会では、まず個別の事業について検討した後に、基本理念と事業方針の検討を行いました。

センター運営のよりどころとなる基本理念については、「切れ目ない支援」を端的に表現してほしいとの意見がありました。事業方針も含めて「家族の支援」「子育て支援」が表現され、それまでの検討委員会での議論や関連する市の計画の理念に取り上げられるワードを取り入れるとよいとの意見や、「質の確保」を謳ってはとの意見がありました。

これらの意見を踏まえた基本理念と事業方針は下記のようになります。

基本理念

- 1 すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できる支援をします。
- 2 子どもの最善の利益のため、切れ目ない支援をします。

事業方針

- 1 市民にとって分かりやすく、つながりやすいセンター
- 2 切れ目なく親子に寄り添い、総合的な質の高い支援のできるセンター
- 3 心身の発達に遅れや障害のある子どもの地域連携の中核になるセンター
- 4 子どもと家族を一体的に支援するセンター
- 5 情報を継続的に管理し適切につないでいくセンター
- 6 子育てを応援する地域を作っていくセンター

5 児童発達支援センターの事業についての意見

検討委員会では、児童発達支援センターが行う事業について、(1) 相談支援事業、(2) 児童発達支援事業、(3) 地域支援事業の3つに区分して検討を行いました。

(1) 相談支援事業について

センター化に伴い新規に開始する事業で、発達支援を要する児童や家族に一貫して対応できる相談窓口を新設し、相談員が支援策をコーディネートして総合的な支援を行います。

現状

関係各課がそれぞれ、発達に関する相談に対応しています。対象となる児童の年齢層によって担当課が区分されるなど、市民にわかりにくい、繋がりにくいという課題があります。

検討委員会での意見

検討委員会では、児童発達支援センターの相談支援や相談窓口の機能について検討しました。主要な意見として、敷居の低い相談窓口の開設や福祉と教育の一体化した支援、支援情報の共有や引継を期待する意見がありました。

【主要な意見】

- わかりやすく、気軽に包括的な相談ができる窓口を設ける
- 福祉と教育の一体化した相談支援を行う
- 継続的な相談支援を行う
- 支援情報の共有や引継を行う
- 親子支援の視点を持つ
- 早期支援が有効
- 手続のワンストップ化を図る
- 他事業や機関と連携する

【児童発達センターでの取り組み 相談支援事業】

項目	内容
場所	健康福祉センター1階
主な対象者	発達に課題のある0～18歳未満の児童・保護者・地域の支援機関等
利用者負担	なし（児童福祉法の規定により）
利用時間	月～金曜 午前9時00分～午後5時15分 ※ 土曜休日の相談受付、夜間の開設について検討課題とします。
職員体制	基準に基づき人員を配置する。 相談支援専門員（支援計画作成）及び相談員を配置する。 相談員の例：社会福祉士や福祉と教育の一体化を図るため指導主事を配

	<p>置する、必要に応じ臨床心理士等やカウンセラーを依頼する等。傾聴してくれる人材を配置する。</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般相談 子育てや子どもの発達に関する相談を、内容を限定せずに受け、傾聴や助言、必要に応じて専門機関の紹介やつなぎを行う。家族の悩みも気軽に話しに来ることのできる窓口とする。 ○ 障害児相談支援（計画相談支援） 児童発達支援等のサービスを利用するための手続き支援や支援計画の作成を行う。利用申請の代行、面談やアセスメント、障害児支援利用計画の作成、サービス利用状況のモニタリングを通じて継続的に関わっていく。
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ わかりやすく、気軽に包括的な相談ができる窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷居が低い相談機関 ・ 障害の有無に関わらず行きやすい場所 ・ 相談というより話したいことを話せる雰囲気 ・ 傾聴し細く長く継続してフォローする ・ 月1回でも土日時間外の開設 ・ 情報共有や収集の場 ・ 利用できるサービスの情報の提供 ○ 福祉と教育の一体化した相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉と教育が一体化しており切れ目ない支援が行われる ○ 継続的な相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期から18歳までの継続的な支援 ○ 支援情報の共有や引継 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(仮称)発達支援シート」を活用し、ライフステージ移行時には支援情報を次の支援機関に引き継いでいく。 ○ 親子支援の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもと保護者両面から相談支援につなぐ。 ・ 家族支援の事業を行う。 ○ 早期支援を図る ○ 手続のワンストップ化を図る ○ 他事業や機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期に一度程度、休日の相談会や交流会の事業を開催する。 ・ 既存事業との連携、コーディネイトで必要な機能を提供する。 ・ 他機関と連携したイベントを実施する。 ・ 発達支援につなぐためのアウトリーチ活動。 ・ 紹介先との顔の見える関係。

(2) 児童発達支援事業について

検討委員会では、児童発達支援センターの児童発達支援事業を①児童発達支援事業、②保育所等訪問支援事業の2つに区分して意見交換を行いました。

① 児童発達支援事業について

心身の発達に課題や遅れのある児童に対し、基本的な日常生活の自立を図り、集団生活への適応を促すため、遊びを基本とした療育活動を行います。

現状

元気キッズ事業として実施しています。

検討委員会での意見

検討委員会での児童発達支援についての議論では、以下のような意見がありました。

【主要な意見】

- アセスメントを充実し、支援のニーズを明らかにすることが大事。
- 発達段階に応じて母子分離を拡大したり単独通所に移行していくことが望ましい。
- 就学後も継続的に支援できる場所があるとよい。
- 民間事業所との役割分担（民間事業所では受入困難な医療的ケア児などへの対応）
- 送迎は便利だが必須ではない。

【児童発達支援事業】

現行事業の内容	項目	センターでの事業内容
健康福祉センター1階	場所	同左
発達に課題や遅れのある未就学児童。 障害の種類程度は問わない。 医療的ケア児を受け入れ。	主な対象者	同左
1日20名（週1～3回通所）	定員	同左
親子通所。 母子分離の時間帯を設ける。 一定の条件を満たす場合には一部単独通所を認める。	通所の形態	親子通所を基本に、児童の自立や社会参加に向け、年齢や発達段階に応じて親子通所と単独通所を効果的に組み合わせていく。

なし	送迎	なし
なし（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 に基づく利用者負担は市が負担）	利用者負担	所得に応じた自己負担あり（児童福祉法第 21 条の 5 の 3）
月～金曜 午前 9 時 30 分～午後 2 時	利用時間	同左
<p>基準に基づき人員を配置する。</p> <p>管理者（兼務可）</p> <p>児童発達支援管理責任者（兼務可）</p> <p>保育士・指導員（障害児の数を <u>5</u> で除して得た数以上）</p> <p>看護師（1 人以上）</p> <p>専門職（臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・音楽療法士それぞれ月 1～2 回）</p>	職員体制	<p>基準に基づき人員を配置する。</p> <p>管理者（兼務可）</p> <p>児童発達支援管理責任者（兼務可）</p> <p>保育士・<u>児童指導員</u>（障害児の数を <u>4</u> で除して得た数以上）</p> <p>看護師（1 人以上）</p> <p>専門職（臨床心理士等・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・音楽療法士それぞれ月 1～2 回）</p> <p><u>嘱託医</u></p>
	センターの新たな取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ アセスメントの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階をアセスメントし、適切に母子分離や単独通所を取り入れる。 ○ 医療的ケア児等の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間で受け入れが難しい医療ケアや重度の方を受け入れる。 ○ 地域とのつながり <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等を併用していない児童には、集団を経験する機会として、月 1 回程度保育所等に受け入れていただく交流保育の事業を行う。 ○ 継続的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 2 時以降に就学後の継続的な支援の取り組みを行う。 ○ 将来的な課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度児等のための放課後等デイサービス等

② 保育所等訪問支援事業

訪問支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応に課題のある児童への発達支援と、施設職員に対する助言などを行う事業です。(児童福祉法第6条の2の2)

現状は未就学児を対象に実施しています。

教育委員会子ども未来室事業では施設職員への助言指導を目的とする「巡回支援」を実施しています。

検討委員会では、保育所等訪問の対象年齢や訪問先の拡大、教育委員会の巡回支援との連携や役割分担について意見交換を行いました。

【主要な意見】

- 子どもへの直接支援と職員への間接支援が同時に行われることで施設職員の力を伸ばせる。
- 巡回支援の回数を増やしたい。
- 保育所等訪問支援は保護者のニーズに基づいて行われるが、施設職員にとっては別の児童への支援ニーズが高い場合がある。巡回支援との連携で効果を高められるのではないかな。

【保育所等訪問支援】

現行の事業内容	項目	センターでの事業内容
保育所・幼稚園等	訪問先施設	市内保育所(園)・幼稚園・小学校・学童保育室・特別支援学校等
未就学児	主な対象者	18歳までの子ども
なし(児童福祉法第21条の5の3に基づく利用者負担は市が負担)	利用者負担	所得に応じた負担あり(児童福祉法第21条の5の3)
月～金曜 午前8時30分～午後5時15分の間で訪問先施設と調整	利用時間	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分の間で訪問先施設と調整 ※ 土曜日の実施が課題
月1～2回(1回2～3時間)	訪問頻度	同左
児童発達支援管理責任者(兼任)	職員体制	児童発達支援管理責任者(兼任)

訪問支援員（保育士・必要に応じ作業療法士等専門職）		訪問支援員（保育士・児童指導員・作業療法士等専門職）
	センターでの新たな取組	○ 子ども未来室事業の巡回支援との連携 ○ 特別支援学校が実施する巡回相談との連携

（参考）教育委員会子ども未来室事業 巡回支援

幼稚園・保育所等からの要請に基づいて専門職が保育所等を訪問し、保育士等のスタッフと子どもの支援方法を考えます。

【子ども未来室事業 巡回支援の概要】

項目	内容
場所	①市内保育所（園）・幼稚園 ②小・中学校 ③学童保育室
主な対象者	保育士・教師等の施設職員
利用者負担	なし（市単独事業）
利用時間	訪問先施設との調整による
訪問頻度	年2回（1回2～3時間）
職員体制	① 臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士等 ② 臨床心理士・スクールソーシャルワーカー ③ 特別支援教育専門員・指導主事

(3) 地域支援事業について

児童発達支援センターへの移行に伴って新規に開始する事業です。

児童発達支援センターは、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域の連携体制を構築する地域支援事業を行うこととされています。

検討委員会では、児童発達支援センターの地域支援事業について、①家族支援、②地域支援、③一般市民に向けた知識の普及啓発の3つに区分して検討しました。

① 家族支援について

検討委員会では、発達に課題のある子どもを育てる家庭に対し、保護者の精神面の安定や育児環境を整えることを目的に、保護者及びきょうだいを含め支援する事業について、意見を交換しました。主要な意見として以下のようなものがありました。

【主要な意見】

- 親（両親）が子どもと一緒に相談に来やすい環境を作る。
- 不安や悩み事を何でも話すことができる雰囲気や、傾聴してくれる相談員のいる窓口を作る。
- 親の都合を考慮し、週末や夜間に相談できる日を設けるなど、柔軟な体制を作る。
- 地域で保護者が孤立しないよう、ピアサポートや情報交換に繋がる保護者同士の交流の機会を作る。
- 子どもの成長・発達に不安を抱える保護者を対象に、ペアレントトレーニングや発達に関する研修などを行い、親も成長できる学びの場を作る。
- きょうだい支援の視点を取り入れる。

【児童発達支援センターの取り組み 家族支援】

項目	内容
場所	市内全域
主な対象者	発達に不安や課題のある0～18歳未満の児童・保護者
利用者負担	なし（法定外事業）
職員体制	保育士・児童指導員・必要に応じ臨床心理士等、カウンセラー等の専門職を依頼
事業概要	児童の成長には家族の精神面の安定が必要という観点から、保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することのないよう、親子をともに支援する。子どもへの関わり方を学ぶペアレントトレーニングやカウンセリング、きょうだい児への行事等を通じた支援等を実施する。
具体的な内容	○ 親（両親）が子どもと一緒に相談に来やすい環境を作る。 ・ 年に数回程度、親子で楽しんで参加できる催しを行い、児童発達支援センターを子育て世代への周知をしていく。 ・ 広報して相談に来やすい雰囲気・環境づくり ○ 不安や悩み事を何でも話すことができる雰囲気や、傾聴してくれる

	<p>相談員のいる窓口を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士等による相談会を実施し、保護者向けのカウンセリングを行う。 <p>○ 親の都合を考慮し、週末や夜間に相談できる日を設けるなど、柔軟な体制を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末に子育て支援や講演会などの催しを設定し、平日参加の難しい共働き世帯や父親にも来やすい施設にし、相談につながりやすい体制を整える。 <p>○ 地域で保護者が孤立しないよう、ピアサポートや情報交換に繋がる保護者同士の交流の機会を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子通園：児童発達支援事業への親子通園で、保護者（主に母）の障害受容の支援やメンタルケアを行う。併せて、就学を考える会など、事業内の情報提供のための事業を継続して行う。 ・ 母子分離及び単独通園：児童発達支援の中で、可能な範囲で母子分離や単独通園を取り入れ、保護者同士の情報交換やレスパイトに対応する。 ・ 定期的に保護者同士の交流会を実施し、情報や経験の交換やピアカウンセリングの場を作る。 ・ センターの相談部門で関わった18歳未満の児童のいる家庭を対象に保護者交流会を実施する。幅広い年齢の家庭が参加できる催しとし、育児不安や悩みごとに対して、保護者同士の交流がピアカウンセリングとなるように進行する。 ・ 親の会や健康福祉センター登録団体に共同実施をよびかける。 <p>○ 子どもの成長・発達に不安を抱える保護者を対象に、ペアレントトレーニングや発達に関する研修などを行い、親も成長できる学びの場を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペアレントトレーニングを講座形式で開催し、子どもとの接し方に不安のある保護者に受講してもらい、良好な親子関係を構築する。 <p>○ きょうだい支援の視点を取り入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援の中にきょうだい支援（きょうだいの療育参加や行事の中のきょうだい向けプログラム等）を取り入れ、発達に関する理解やきょうだい自身のメンタルケアに取り組む。 ・ 子育て支援の催しや保護者交流会の中で、きょうだい向けのプログラムを行う機会を作り、障害や発達状況の理解を促し、併せて精神面の支援を行う。
--	---

② 地域支援について

検討委員会での意見交換では、地域の連携体制構築のための地域支援事業について、以下のような意見がありました。

【主要な意見】

- 地域の支援機関との連携を深め、支援を充実させる必要がある
- 巡回支援と連携し、発達の特長や障害を保護者に伝えるための支援が必要
- 就学後の継続的な支援の場があるとよい
- 支援情報を共有・引き継ぎすることにより切れ目なく支援することが大事
- 中高生向けにも支援が必要

【児童発達支援センターの取り組み 地域支援】

項目	内容
場所	市内全域
主な対象者	発達に課題のある 0～18 歳未満の児童・保護者・地域の支援機関・地域の一般市民等
利用者負担	なし（法定外事業）
職員体制	保育士・児童指導員・必要に応じて専門職を依頼
事業概要	<p>発達支援を要する児童を早期に発見し、一貫性と継続性のある支援を学齢期・青年期へとつなぐことは発達障害者支援法において自治体の責務とされている。この理念に沿って各機関と連携し地域支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・民間事業所との連携 ○ 心身の発達に遅れや障害のある子どもの家族支援 ○ 中高生向けの支援
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関連課との連携（地域保健課、保育所（園）・幼稚園等、学校、教育委員会、家庭児童相談室、障害者支援課等） ・ 地域の保育所等からの相談を受け付け ○ 民間事業所との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業所と連携し地域の療育力の向上を図る ・ 民間事業所等、地域の支援機関との連絡会 ○ 巡回支援との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への伝え方の部分での取り組み ○ 継続的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢期から就労支援施策につなぐ支援 ・ 就学後の継続支援の取り組み ○ 支援の情報を共有・引継 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や保育所等、地域の支援機関との情報共有と引継ぎ ○ 中高生向けの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生対象のソーシャルスキルトレーニング事業

③ 一般市民への知識の普及啓発について

検討委員会では、発達の特性や障害に対する地域住民の理解を促し、ひとりの子どもとして温かく見守る地域の目を育てていく活動を行い、家族が抱える心理的な負担を軽減する事業について、意見を交換しました。

主要な意見には以下のようなものがありました。

【主要な意見】

- 障害へのネガティブな見方がまだ地域にあるので、発達支援に携わる関係者だけでなく、一般向けの啓発やPRに努めてほしい。
- 世界自閉症啓発デーなどに合わせて、一般向けの知識啓発のキャンペーン活動を行うとよい。

【児童発達支援センターの取り組み 一般市民への普及啓発】

項目	内容
場所	市内全域
主な対象者	地域の一般市民・支援機関等
利用者負担	なし（法定外事業）
職員体制	保育士・児童指導員・事務職・必要に応じて専門職を依頼
事業概要	発達課題や障害のある児童に対する地域の理解を促進し、全ての児童がともに育つ地域の実現を目指して、地域住民への知識の普及・啓発を行う。
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none">○ 発達や障害に関わりの少ない一般市民向けの啓発やPRを行う。○ 発達や障害に関する知識の普及啓発のため、児童発達支援センターのHPやパンフレット等を作成し、情報を発信する。○ 関係機関や健康福祉センター登録団体、関係課と協力し、各種の普及啓発活動を行う。<ul style="list-style-type: none">・ 幅広く市民に向けた講演会など・ 学校への出張講座等、子どもへの働きかけ・ 全国的なキャンペーンに合わせた一般向けの啓発活動

(4) レスパイトケア[※]の取り組みについて

検討委員会では、家族支援の一環として4つの方向性でのレスパイトケアの取り組みを検討しました。委員からは、下記の意見がありました。

【主要な意見】

- 施設やサービスの情報を提供する際は、実際に利用できるようコーディネートする機能が必要
- センターにはレスパイトケアの機能が備わっていてほしい
- 回数限定であっても無条件のレスパイトケアサービスが提供できることが望ましい
- 一時預かり等の事業は民間事業所の受入が少ない児童を対象とするのがよい

【児童発達支援センターでのレスパイトケアの取り組み】

	取組の方向	内容
1	通所事業でのレスパイトケア対応	親子通所事業利用者へのレスパイトケア ○ 母子分離の時間帯を設け、保護者交流や情報交換に活用 ○ 一部単独通所の条件を見直し、単独通所の機会を拡大 ○ 回数限定であっても条件なしのレスパイトケアの実施
2	相談支援の充実	情報提供や精神的な支えとなれるような相談支援 ○ 敷居の低い相談窓口での傾聴 ○ レスパイトケアに利用できる事業の情報提供とコーディネート ○ 実際に利用できる情報の選別
3	イベント事業の実施	保育付きの催しやピアサポートなど ○ 週末のスポット的なイベント ○ 情報交換や交流機会の提供
4	施設を活用した恒常的な事業の検討（将来的な課題として）	通所利用者に限らずレスパイトケアを利用できる事業 ○ 民間事業所の受け入れ困難な重度児等を対象 ○ 一時預かり事業 ○ 放課後等デイサービス

※レスパイトケア… 休息。在宅で障害児を介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

（５）利用者負担の受領についての意見

現行事業の法定サービス利用に伴う利用者負担は、市が負担しています。

センター化を機に、利用者負担をいただく方向とすることについて、検討委員会では以下のような意見がありました。

【主要な意見】

- 負担することが難しい家庭に対しては、ない方がいいが、運営上支障があるなら、ある程度は仕方がない。
- 民間と比べて、センターの方が有利になってしまうことは難しく、バランスをとらなければいけない。
- 元気キッズと他の事業者を利用している世帯の負担にも差が生じるので、バランスをとりながらではあるが、受領は必要なのではないか。
- いただくということによいと思うが、当初いただかないとした理由となる懸念が解消されたというロジックが必要ではないか。
- いただくように変更するには、何が変わったかを伝える必要がある。

なお、利用者負担は所得区分等に応じて負担上限額があります。

平成 31 年 10 月から、満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間を対象に利用者は負担が無償化される予定です。

参考：元気キッズ事業の利用者負担額等（平成 30 年度）】

	利用 1 人 1 回あたりの障害児通所給付費（利用料・10割）	利用者負担（1割）
児童発達支援	7,916円	791円
保育所等訪問支援	17,286円	1,728円

【負担上限額の区分（障害児該当部分抜粋）】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般 2	市民税課税世帯（一般 1 以外の方）	37,200円
一般 1	市民税課税世帯で所得割 28 万円未満の障害児（施設入所者以外）	4,600円
低所得 2	市民税非課税世帯（低所得 1 以外の方）	0円
低所得 1	市民税非課税世帯（本人の年収が 80 万円以下の方）	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

(6) 事業の実施方式についての意見

検討委員会では、週末や時間外の相談窓口、民間事業所での受入が少ない児童の預かり事業の実施などを求める意見がありました。

児童発達支援は民間事業者の参入が活発な分野であり、柔軟な運営や専門性の高いサービスといった点では民間事業者が進んでいる部分もあります。

市直営の場合、重度児や医療的ケア児の受入、関係機関との連携、個人情報管理の信頼性が高い点で有利な反面、運営コストや柔軟な運営では小回りが利かない面があります。

また、相談支援事業には相談支援専門員、児童発達支援には児童発達支援管理責任者といった実務経験を要する資格を有する職員を欠かすことなく配置する必要があるなど、人事上の課題もあります。

コストや人員配置の課題がある中で、柔軟な運営や専門性の確保など効果的に事業を進めるには民間活力の導入も検討の視野に入ってきます。

検討委員会で議論したところ、民間活力の導入については以下のような意見がありました。

【主要な意見】

- 質の確保を重視するなら小回りが利く民間事業者が有利。
- 公的機関では質よりもルールや手順が優先される面がある。質を高めるなら民間に委託の方がよい。民間委託が難しいときに直営を考えたらよい。
- 公共が運営している安心感はほしい。
- 専門性は専門の事業者に任せる方がよい。
- 相談の入口は市直営の方が安心できる。
- 質が高ければ信頼を得られる。専門性は専門の事業者に任せた方がよい。
- 事業の質を確保するルールやシステムを考える必要がある。
- 委託したとしても行政のバックアップが重要である。

入間市児童発達支援センター設置検討委員会 委員名簿

任期：平成 30 年 8 月 1 日～児童発達支援センター設立の日まで

(敬称略 順不同)

No.	氏名	選出区分	所属等
1	くわの けいすけ 桑野 恵介	障害児通所支援等の関係者	株式会社 スペクトラムライフ
2	なみき のりかず 並木 範一	障害児通所支援等の関係者	入間市障害者基幹相談支援センター
3	おち けいこ 越智 恵子	障害者関係団体に属する者	入間市手をつなぐ親の会
4	しらき くみこ 白木 久美子	障害者関係団体に属する者	日高特別支援学校 保護者
5	えびさわ こ まき 海老澤 小真紀	障害者関係団体に属する者	狭山特別支援学校 P T A
6	おのうえ まさひろ 尾上 昌弘	保健及び医療関係者	入間地区医師会
7	ごとう ひろし 後藤 博	教育関係者	入間市校長会
8	あらい まゆみ 新井 真由美	教育関係者	入間わかくさ高等特別支援学校
9	はなわ ひろあき 塙 博昭	保育関係者	入間市私立幼稚園連絡協議会
10	うえたけ としゆき 植竹 利之	保育関係者	入間市民間保育園園長会
11	かつらがわ たいすけ 桂川 泰典	知識経験者	早稲田大学 人間科学学術院
12	さいとう れい 齋藤 玲	その他障害児支援の関係者	障害者自立支援協議会 ※委嘱日 平成 30 年 9 月 1 日

入間市児童発達支援センター設置検討委員会 会議開催経過

回	開催日・会場	議題
1	平成 30 年 8 月 1 日 (水) 午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分 健康福祉センター201 会議室	1 児童発達支援センター設置検討委員会の役割について 2 児童発達支援センターについて
2	平成 30 年 9 月 28 日 (金) 午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分 市役所 501 会議室	1 日野市発達・教育支援センター「エール」視察報告 2 児童発達支援センターについて 3 意見交換
3	平成 30 年 11 月 16 日 (金) 午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分 健康福祉センター201 会議室	1 所沢市児童発達支援センター松原学園ほか視察報告 2 意見交換 (1) 相談支援事業のイメージについて (2) 児童発達支援事業の整備に向けた検討事項 (3) 地域支援事業の整備に向けた検討事項
4	平成 30 年 12 月 21 日 (金) 午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分 市役所 501 会議室	1 児童発達支援センターで実施する事業(案)について(意見交換) (1) 相談支援事業について (2) 児童発達支援事業について (3) 地域支援事業について (4) その他の事業について
5	平成 31 年 1 月 22 日 (火) 午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分 市役所入札室	1 児童発達支援センターで実施する事業(案)について(意見交換) (1) その他の事業について ア 保育所等訪問支援事業について

		<p>イ レスパイトケアについて</p> <p>(2) 家族への支援について</p> <p>(3) 一般市民への普及啓発について</p> <p>2 児童発達支援センターの基本理念と方針について（意見交換）</p> <p>3 児童発達支援センター事業の実施主体について（意見交換）</p> <p>4 その他の意見</p>
6	<p>平成 31 年 2 月 15 日（金）</p> <p>午後 1 時 15 分～午後 3 時 00 分</p> <p>健康福祉センター201 会議室</p>	<p>1 検討委員会意見のまとめ（案）について</p>
7	<p>平成 31 年 3 月 25 日（月）</p> <p>午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分</p> <p>市役所全員協議会室</p>	<p>(1) 検討委員会意見のまとめ（案）について</p> <p>(2) 児童発達支援センター事業計画（骨子案）について</p>

入間市児童発達支援センター設置検討委員会要綱

(設置)

第1条 市における児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下「センター」という。）の設置の検討に当たり、専門的な視点からの意見を聴取するため、入間市児童発達支援センター設置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討及び意見交換を行う。

- (1) 障害児支援の現状及び課題に関すること。
- (2) センターの設置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害児通所支援等の関係者
- (2) 障害者関係団体に属する者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 知識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、障害児支援の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から市においてセンターが設置された日までとする。

- 2 団体の代表として委嘱された委員は、当該団体の構成員でなくなったときは、委員の職を失う。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集し、委員のうちから委員の互選により定める者が会議の進行役となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 市長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども支援部こども支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この告示は、市においてセンターが設置された日に、その効力を失う。